

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

「いじめはいずれの学校のいずれの児童生徒にも起こり得るものである」、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」、「いじめの防止は、学校・教職員の重要課題」との基本認識に立ち、児童生徒たちが意欲をもって充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- (1) いじめ問題について日常的に全児童生徒に対して継続的な働きかけをする。（未然防止）
- (2) 定期的な調査の実施や周囲の児童生徒が情報提供できる環境の醸成を図るとともに些細な兆候に対して積極的に対応する。（早期発見）
- (3) いじめに関する情報や対応方法を教職員間で共有する。（組織的対応）
- (4) いじめ問題について保護者及び関係機関等との連携を深める。（学校外との連携）

2 いじめとは

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる児童生徒」、「いじめる児童生徒」だけでなく、「いじめをやり立てる児童生徒（観衆）」や「見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）」という集団が存在し、全体として四層構造からなっている。いじめの持続や拡大には、「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童生徒が大きく影響している。結果として、「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し促進することになる。また、学校そのものや家庭・地域にもいじめを生みやすい要因がある場合も考えられる。

(2) いじめの様態

- ア 冷やかす・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ケ その他

(3) いじめの動機

- ア 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり降ろそうとする）
- イ 支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ウ 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- エ 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- オ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- カ 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）

- キ 欲求不満（いらいらを晴らしたい）
- ク その他

3 校内体制について

（１）日常の指導体制について

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制に「いじめ防止対策委員会」を中心として取り組む。いじめ防止対策委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、各学部主任、生徒指導主事、生活指導係、養護教諭、いじめ防止専門員とし、委員会の長を校長とする。

（資料１）

（２）緊急時の組織的対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、校長の指揮の下、「いじめ防止対策委員会」が中心となり本方針により、いじめに関する情報を集約し、その情報をもとにいじめの問題に組織的に対応する。

いじめを認知した場合、当該担任を加え、関係児童生徒・保護者への対応等いじめ解決に向けた取組について協議し、組織的に対応する。なお、いじめに関する情報については、児童生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。（資料２）

4 いじめの未然防止について

全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけを行い、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることを基本姿勢とする。また、いじめの未然防止の取組には、「自己有用感の育成」、「児童生徒が安心できる居場所づくり」、「児童生徒同士の関係づくり」、「自己を理解し心身共に健康な生活を営む態度の育成」が重要であるという視点から「授業づくり」と「集団づくり」を推進する。

（１）授業の充実

- ア 授業中の規律を徹底する。（始業時刻の着席、姿勢、態度、発表の仕方や聞き方等）
- イ 児童生徒に自信を持たせるために「わかる・できる授業」を推進する。
- ウ 児童生徒が主体的・協同的に取り組む授業を工夫する。
- エ 自立活動を通して自分の病気を理解し、健康な生活を営む態度の育成を図る。

（２）道徳教育・体験活動等の充実

- ア 全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成する。
- イ 学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、所属感のある学級づくりを工夫する。（児童生徒会行事への取り組み等）
- ウ 社会体験や交流体験の機会を提供し、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育成する。

（３）情報教育の充実

学習活動全般において情報モラル教育を充実させる。

（４）児童生徒の主体的行動への働きかけ

児童生徒会等によるいじめ防止活動を奨励し、望ましい集団づくりに努める。

（児童生徒会活動・その他）

（５）教職員の研修

- ア いじめ防止に役立つ教職員研修を実施する。
- イ 教師一人一人が自己研鑽し、児童生徒に対する不適切な認識や言動の防止に努める。
- ウ 日常から細かな問題行動について、見逃さずに対応するという姿勢を徹底する。

（６）教育相談の充実

個人面談及び保護者面談を実施する。

（７）保護者・地域の連携

- ア 参観日全体会及び参観週間を実施する。
- イ 保護者会やホームページ等を活用し、保護者や地域社会にいじめ防止の取組を啓発する。

5 いじめの早期発見について

早期発見の基本は「児童生徒の些細な変化に気づくこと」、「気づいた情報を確実に共有すること」、「情報に基づき速やかに対応すること」である。児童生徒の変化に気づかずにいじめを見逃したり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは絶対に避けなければならない。「早期認知」、「早期対応」がいじめ問題を解決するための重要なポイントであることを認識して対応する。

(1) いじめの発見

- ア いじめ行為を直接発見した場合は速やかに止めることを最優先する。
- イ いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の安全を確保する。
- ウ 「いじめへの組織的対応」により速やかに報告するとともに事実を確認する。

(2) 日常の児童生徒の行動観察

- ア 日常から児童生徒の動向に絶えず注意を払い指導に当たる。
- イ 教職員で情報を共有する。(ケース会、学部会、全校ケース会議など)

(3) 定期的な調査の実施

- 児童生徒、保護者を対象にいじめに関するアンケートを定期的の実施する。
(年間4回：5・7・11・2月)

(4) 周囲の児童生徒が情報提供できる環境の醸成

- ア いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から授業や学校生活に於いて話題とする。
- イ 担任はもとより、話しやすい教職員に伝えるようにと機会を捉えて伝える。
- ウ 情報提供者の秘密を遵守して、意向に添った対応をとることについて機会を捉えて伝える。

(5) 相談体制の整備

- ア 個人面談、保護者との面談ではいじめについても話題とする。また、必要に応じて三者面談を実施する。
- イ 保健室との情報交換を密にし、情報を積極的に活用する。
- ウ 家庭との連絡を密にし、相談しやすい状況をつくる。

(6) 情報の共有

- ア 学部会及び職員会議において情報の共有に努める。
- イ いじめを認知した場合、当該学部主任を経て、教頭に速かに報告する。
- ウ 「いじめ防止対策委員会」において報告、確認、協議された指導方針等については、職員会議等で報告し、全教職員間で情報の共有を図る。
- エ 進級時における学年及び担任への引き継ぎを徹底する。

6 解決に向けた対応について

いじめの解決に向けた対応を実効的に行うため、「組織」としての対応を徹底する。

「いじめられた児童生徒」への支援、「いじめた児童生徒」への指導は勿論、「観衆」・「傍観者」やその他の児童生徒についてもそれぞれに対して適切な指導を継続的に実施し、問題の解決と再発の防止を図る。また、保護者に対しては、把握した事実の詳細を面談により丁寧に説明し、解決に向けての対応への理解と協力を求める。更に、学校での解決が困難な場合については関係機関への相談・通報等、連携を取りながら対応する。

(1) いじめを認知した際の対応

- ア いじめの発見・通報を受けた場合には、当該学部主任が管理職へ報告する。
- イ 校長の指示を受け、生徒指導主事がいじめ防止対策委員会を招集し、調査方法、方針を検討するとともに、いじめの認知を教育委員会に報告する。
- ウ 早急に関係児童生徒から個別の聞き取りを行い、内容の記録とすり合わせにより事実関係を的確に把握する。
- エ 生徒指導主事、当該学部主任及び担任は事実確認した事項を管理職に報告するとともに校長の指示を受け、いじめ防止対策委員会において指導及び支援の対象と内容について協議し、速やかにいじめ解決への指導を行う。委員会として関係児童生徒と保護者に対して対応する。特に保護者に対しては事実についての詳細を伝えることを徹底する。また、保護者に対して指導及び支援の内容を説明するとともに再発防止のための措置であることへの理解と協力を依頼する。

- オ 決定された内容に基づき、全教職員で解決に向けた指導及び支援を行う。
- (2) 児童生徒への対応
- ア いじめられた児童生徒への対応
- (ア) 児童生徒の苦痛を共感的に理解し、継続的に支援する。
 - (イ) いじめた児童生徒を別室で学習させる等、いじめられた児童生徒の安全・安心を確保する。
 - (ウ) 養護教諭等と連携して心のケアを行う。
 - (エ) 本人の状況に適した活動の場等を設定し、自信や存在感を回復させる。
 - (オ) 今後の対策について、児童生徒・保護者・教職員が一緒になり考える。
 - (カ) 教室での授業が困難な場合は、学習を補償するためのプログラムを作成する。
 - (キ) 登校できない児童生徒については家庭訪問を実施する等、安心感をもたせる配慮を行う。
- イ いじめた児童生徒への対応
- (ア) いじめは決して許さないという毅然とした態度で対応する。
 - (イ) いじめの事実を確認する。
 - (ウ) いじめの背景や要因を確認する。
 - (エ) いじめられている児童生徒の苦痛に気づかせる。
 - (オ) 自己の行為を反省させ、立ち直りの支援を行う。
 - (カ) 教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。
- (3) 関係集団への対応
- ア 自分の問題として捉えさせる。
 - イ 望ましい人間づくりに努める。
 - ウ 自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。
- (4) 保護者への対応
- ア いじめられた児童生徒の保護者に対して
- (ア) 保護者からの相談については、担任等の窓口段階で情報が途切れぬよう、いじめ防止対策委員会への報告を徹底する。
 - (イ) いじめ事案に係る事実の詳細を面談により丁寧に伝え、情報を共有する。
 - (ウ) 疑問については丁寧に回答するとともに必要に応じて調査を行う。
 - (エ) 対応の経過について連絡を密にし、情報を共有して理解を求める。
 - (オ) 本人の状況について確認を密にし、今後の対策について、児童生徒・保護者・教職員が一緒になり考える。
- イ いじめた児童生徒の保護者について
- (ア) いじめ事案に係る事実の詳細を面談により丁寧に伝え、情報を共有する。
 - (イ) 疑問については丁寧に回答するとともに必要に応じて調査を行う。
 - (ウ) 指導については児童生徒の将来のための措置であり、保護者の協力が不可欠であることへの理解とともに指導に対する協力を求める。
 - (エ) 指導経過の報告とともに、家庭での様子の確認を密にし、学校・保護者が共通の認識を持ち指導を継続し、指導効果を高める。
- ウ 保護者全体について
- 必要に応じて、保護者を対象に集会を実施し、事態の解消と再発の防止に向けての協力を求める。
- エ 保護者同士が対立する場合など
- (ア) 和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞く。
 - (イ) 必要に応じて学校を介して関係調整を図る。
 - (ウ) 必要に応じて管理職が対応する。
 - (エ) 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。
- (5) 関係機関との連携
- ア 教育委員会との連携
- (ア) 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応等、学校単独で対応することが困難と判断した場合は県教育委員会と相談しながら対応する。
 - (イ) 他の関係機関と連携して対処する場合は県教育委員会による指導・助言等を受けながら対応する。

- (ウ) いじめの事実については速やかに教育委員会に報告する。
- (エ) 重大事態と判断されたものについては、別記「7 重大事態への対応について」により対応する。

イ 警察との連携

- (ア) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は所轄警察署と連携して対処する。
- (イ) 生命、身体又は財産に重大な損害が生じた疑いがある場合は所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ その他の機関との連携

- (ア) 医療機関（主治医）との連携
いじめられた児童生徒に対する支援及びいじめた生徒に対する指導にあたって、必要に応じて主治医に助言を求める。
- (イ) 福祉関係との連携
いじめられた児童生徒に対する支援及びいじめた生徒に対する指導にあたって、必要に応じて関係する利用機関等に情報を提供したり協力を依頼したりする。

7 重大事態への対応について

重大事態が生じた場合には、重大事態へ対処するとともに同種の事態の発生を防止するため、速やかに県教育委員会に報告すると共に、適切な方法により事実関係を明確にする調査を行う。また、調査により把握した事項については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは

- ア 生命、身体又は財産に重大な損害が生じた疑いがある場合
 - (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
 - (イ) 精神性の疾患を発症した場合
 - (ウ) 身体に重大な被害を負った場合
 - (エ) 高額な金品を奪い取られた場合
- イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - (ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - (イ) 一定期間連続して欠席しているような場合は状況により判断する。
- ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 重大事態時の報告

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告する。

(3) 重大事態時の調査及び協力

- ア 県教育委員会が学校を調査主体と判断した場合
 - (ア) 学校に「いじめ防止対策委員会」を母体とした調査組織を設置する。
 - (イ) 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - (ウ) 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない方の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努める。
 - (エ) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。
 - (オ) いじめを受けた児童生徒又は保護者が希望する場合はいじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
 - (カ) 学校は調査結果を県教育委員会に報告する。
 - (キ) 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- イ 県教育委員会が調査主体となる場合
 - (ア) 学校は県教育委員会の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。

8 インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話・スマートフォンやパソコンを通じて、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を文字や画像等を使ってインターネット上のウェブサイトの掲示板等へ書き込んだり不特定多数やグループの者にメールを送信したり、特定の児童生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をしたりするものである。また、掲示板等に特定の児

児童生徒の個人情報を掲載する等の方法により、いじめを行うものであり、犯罪行為である。

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- ア 不特定多数の者から、絶え間なく行われるため被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- イ インターネットの持つ匿名性から安易に行われるため、簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、加工が容易なことから悪用されやすい。
- エ 一度流出した個人情報は回収することが困難であり、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- オ 保護者や教師等の身近な大人が実態を把握するのが難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

- ア 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
- イ メールでの「ネット上のいじめ」

(3) 「ネット上のいじめ」の予防

- ア 児童生徒への指導
 - (ア) 誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり許されない行為であることを理解させる。
 - (イ) 匿名での書き込みは個人が特定されること、悪質な場合は犯罪になること、書き込みが原因で重大犯罪につながる場合もあることを理解させる。
 - (ウ) インターネットの利用マナーを守ることによってリスクを回避できることを理解させる。
- イ 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上
 - (ア) 授業においてモラル教育を充実させる。
 - (イ) 外部の専門家を講師として招き、児童生徒、保護者及び教職員の研修を行う。
- ウ 保護者への啓発と家庭との連携
 - (ア) 携帯電話の利用についての家庭におけるルールづくりを行う。
 - (イ) フィルタリングの設定が予防に有効であることを理解してもらう。
 - (ウ) 保護者会・研修会等の機会を捉えて「ネット上のいじめ」の実態や家庭での取組の重要性について呼びかける。

(4) 「ネット上のいじめ」への対応

- ア 誹謗・中傷への対応
 - (ア) 「ネット上のいじめ」の発見、児童生徒又は保護者等からの相談、閲覧者からの情報
 - (イ) 書き込み内容の確認
 - (ウ) 掲示板等の管理者に削除依頼
 - (エ) 掲示板等のプロバイダに削除依頼
 - (オ) 削除依頼しても削除されない場合
 - 警察との連携
 - 法務局・地方法務局との連携

9 評価

学校評価において、毎年度の取組について、児童生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

附 記

- | | | | | |
|---|-------|-------|----|--------------------------|
| 1 | 平成26年 | 4月 | 1日 | 制定 |
| 2 | 平成26年 | 5月16日 | | 一部改定（3の（1）にいじめ防止専門員を加える） |
| 3 | 平成28年 | 4月 | 1日 | 全面改定 |